

第92回 大阪市中小企業対策審議会

平成24年12月3日（月）

大 阪 市 経 済 局

第92回 大阪市中小企業対策審議会議事録

開 会 午前9時54分

○司会 大変お待たせをいたしました。それでは、ただいまから第92回大阪市中小企業対策審議会を開催させていただきたいと思っております。

私、本日司会を務めさせていただきます、経済局企画課長代理の上野山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、開会にあたりまして田中副市長よりご挨拶申し上げます。

○田中副市長 おはようございます、副市長の田中でございます。第92回大阪市中小企業対策審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には平素から経済行政をはじめ、市政の推進に格別のご配慮、ご支援を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、本年7月の委員改選後、初めての審議会でございます。皆様には委員へのご就任を快くお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げますとともに、今後約2年間の任期におきまして、さまざまな角度からのご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本市におきましては昨年11月に大阪市中小企業振興基本条例を施行いたしました。本条例の制定にあたりましては、本審議会及び条例検討部会におきまして大変熱心にご議論いただきまして、また経済団体の皆様からも貴重なご意見を賜りましたことに改めて心から感謝申し上げます。

本市では、本条例に基づきまして、大企業、市民の方々も含めまして中小企業振興に対する理解と協力を得ながら施策を総合的に推進し、中小企業の健全な発展、経済の活性化及び市民生活の向上を図ってまいります。

また現在、本市では大阪の再生におきまして、成長は広域行政、安心は基礎自治行政という考え方を基本に、大阪にふさわしい新たな大都市制度の構築を目指しております。

まず、住民により身近な区役所におきまして施策や事業を決定していくこととしまして、区役所の機能と区長の権限の大幅な強化を図っております。中小企業が地域社会の一員として住民の方々との良好な関係を構築し、活発に事業活動を展開していくことができますよう、地域の特性を生かした経済活性化に向けた取り組みを支援するなど、中小企業へのきめ細かな支援策を展開してまいります。さらには大阪全体の成長、発展に向けまして府市の成長戦略の一本化を図っているところでございます。この戦略のもと、成長分野や海外市場への中小企業の参入を積極的に支援するなど、府市の連携を深めながらより効果的・効率的に施策を推進してま

います。

本日の審議会におきましては、今後の施策・事業の利用者であります中小企業の視点や専門的な見地から、現在の本市の取り組みに対するご意見をはじめ、社会経済情勢の変化に応じた今後の中小企業振興施策の方向性や行政に求められております役割など、幅広い視点からご意見、ご提案を賜りますようお願い申し上げます。

今後の大阪の持続的な成長と発展に向けまして、ぜひともご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とかえさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。田中副市長につきましては、この後の公務の関係がございますので、ここで退席をさせていただきます。

まず初めに、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○司会 それでは、本年7月の委員改正によりまして、新たな16名の委員体制となっておりますので、本日まで出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

まずは、新しくご就任いただきました委員から、五十音順にご紹介申し上げますので一言ずつ自己紹介くださいますよう、よろしくお願いいたします。

小倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○小倉委員 皆様、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました行政書士の小倉ひろみでございます。大阪府行政書士会では副会長を務めさせていただいております。

行政書士によります中小企業支援ということでは、本日お配りをいただきましたこのブルーのチラシをご覧いただきましたら、ちょうど先週の月曜日に、関西をもっと元気にする“知恵と工夫”はここにある、ということでマイドームをお借りしまして200名の方にご来場いただき、無事盛大にセミナーを開催することができました。これにつきましては経産省、近畿経産局はじめ大阪府、大阪市様にもご後援をいただきまして大成功で終わることができましたことを、まずこの場をお借りしまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

このたび、この審議会に参加させていただくにあたり、後からの参加で皆様にご迷惑をおかけしないようにと、平成23年度の会議録等は全て拝読してまいりました。昨年11月1日に施行されました中小企業振興基本条例におきましては、ご出席の先生方に大変なご苦勞をいただき制定されましたことも承知しております。これにつきましては後ほど発言の機会を頂戴できましたら一言意見を述べさせていただきたいと思っております。それから私ども大阪府行政書士会は府下16の支部がございまして、2,700名の会員がおります。大阪市内では8支部ございまして

て、約半数の1,400名弱の会員がおります。この各支部におきまして、現在、大阪市内の区役所10か所で毎月定例で無料相談会を開催させていただいております。これは行政書士業務に関するもの、相続や遺言に関する内容ではございますが、この条例に基づきますと区役所がこれから中小企業の相談の窓口になっていくという施策をお考えということで、私どもの行政書士会の支部が現場の区役所と連携をしまして相談の窓口なども担当させていただくというようなこともできるのではないかなと考えております。

2年間これからご覧のとおり若輩者ではございますが、どうか皆様よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして柳本委員、よろしくお願ひいたします。

○柳本委員 柳本と申します。大阪市産業経営協会の会長を拝命しております。中小企業120社で組織している会で、大阪市の色々な外郭団体、組織された色々な会、4団体が一つになってできあがっている会でございます。前会長の秋山さんの後をとということでお引き受けいたしました。特に中小企業の金融対策について大阪市のほうの深い考えをお聞きしたいというふうに考えております。私自身は、中小企業のレザックという機械メーカーを経営しております。

新参者ですので皆さんにご迷惑かけると思いますが、色々ご指導いただきまして勉強させていただけたら幸いです。簡単ですが挨拶にかえさせてもらいます。

○司会 ありがとうございます。続きまして7月の委員改選時には大西委員に継続してご就任いただいておりますが、ご本人様より委員退任の申し出がございました。そのため11月6日付けで新たに吉木委員にご就任いただいております。

吉木委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉木委員 大西会長には公私ともども長年にわたってお世話になっておりました吉木と申します。大阪卸商連合会の副会長ということで今回出席させていただいており、もともと大阪卸商連盟と大阪府の卸団体連合会が、大西会長のもとでおよそ六、七年前に統合された団体でございます。

私のほうは新大阪センイシティの理事長を10年ほど務めておまして、ようやく15年来かかったセンイシティの建て替え問題が、来年の11月に新たなビルが完成することとなり、私の組合に対する仕事のほうが大分楽になったところでございます。会社のほうはヨシキトレーディング株式会社と申しまして、アパレル関係、アメリカ及びヨーロッパから輸入卸をしております。ここ五、六年前ほどインターネットでの販売を始めまして、非常にそちらのほうは今伸びているということで、これからオンラインショップのチェーン店改革、もしくは衣料品に

かかわらず色々なものが売れるようなデパート化とか、そういうことがどのようになっていくのかなというのを楽しみに仕事をしているところでございます。私のほうで、会社以外に取り組んでいるところで申しますと社会保険問題です。皆さん健康保険ご存じだと思いますけれども健康保険協会、健保協会。実は健保協会の評議員のほうを大阪府のほうでここ2年ほど前から務めているんですけども、毎年1%、もしくは2年に1回1%ずつ健康保険の料率を上げていかないと健保協会がやっていけないということで、皆さんが納められている保険料のうちのおよそ45%ぐらいが高高齢者のための負担にお金回っているという現状の中で、この制度、これから先2年に1回は1%とか、もしくは3、4年後には毎年1%近く、いずれ10%が15%になるのを間近に控えているような時代になりました。従業員一人頭、皆さんの会社でも2万円ぐらい毎年負担金が上がっていくというようなことで、この健康保険問題について健保協会を通じて活動をしているところでございます。

それともうあと一つが厚生年金の基金でございます。私どもの全国の卸団地に入っている基金も今年の2月末、皆さんをお騒がせしたA I Jの問題で被害をこうむりまして、実は今のところ、我々の給付を受けられている方が2万人ぐらいで、保険料を納めていただいている人が3万人ぐらい。これがまだ私どもの団体といたしましては債務超過と言われるような団体にはなってないんですけども、これについても5万人ぐらいの人たちのお金を預かってますので、大変な問題だなと思っています。厚生年金の基金につきましても、これもいずれ料率が上がるなり、企業組合が変わるなりしていかなければいけない問題なので、健康保険と厚生年金、この2つが今私どもの会社にもだんだんと将来に対する不安点が出ているところでございます。

それともうあと1つ、消費税の問題でございますけれども、消費税を上げる上げないというのは別なんですけれども、消費税の表示方法において、消費税が導入されたときには本体価格のみで3%の消費税はレジで打つということになっていたんですけども、今は消費税は、総額表示ということになっています。これを中小企業庁とか役所のほうを回りまして、私どもからも卸売協会のほうからも本体表示、総額じゃなくて本体の表示に変えてくれということで、かなり交渉をしているわけでございますけれども、ところがどうしてもそれが曲げられないというのが、国の担当の答えでございます。ではそれに対してどうしていくかということですが、この消費税の問題につきましても、場合によっては会社の利益が2%ぐらい私の試算でも減るということになります。皆さんのところ、商業をされている方のところにつきましても、私どもは卸でございますけれども、結局、小売の消費税が卸にも、今のところ例えば1,900円の本体価格で95円の消費税で1,995円という総額表示でものを売ってるんですけども、これが8%、

10%になると、2,057円とか2,100円とか、そういう1,900円掛ける8%及び10%ですから、10%になると2,090円です。ところが小売りの店頭の中において2,090円で物を売るということがなかなか考えられないので、それであれば本体価格1,900円という字を大きくして、消費税、税込み価格2,090円というのを小さくするというを提案したところ、公取のほうから不当表示であると、余りにも違うということで。それなら何倍ぐらいの大きさでいいんだというところで今詰めているところですけど、多分こちらのほうは認められるのではないかなと思っておりますけれども、とりあえず今その社会保険に関することと、それから消費税に関する事で忙しく動きまわっている最中でございます。皆さん方も何かそこで興味がございましたら、またご教示のほどよろしくお願ひいたします。

○司会 皆様どうもありがとうございました。また本日はご欠席ですけれども、JAM大阪の中井様にも新たに委員にご就任いただいております。

続きまして継続してご就任いただいております委員の皆様につきまして、私のほうからお名前のみご紹介させていただきたいと存じます。

まずは鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。

○司会 角委員です。

○角委員 おはようございます、角でございます。

○司会 高橋委員です。

○高橋委員 高橋です、よろしくお願ひします。

○司会 武智委員です。

○武智委員 武智でございます、よろしくお願ひいたします。

○司会 灘本委員です。

○灘本委員 灘本です、おはようございます、よろしくお願ひいたします。

○司会 西村委員です。

○西村委員 西村です、よろしくお願ひいたします。

○司会 林委員です。

○林委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 吉住委員でございます。

○吉住委員 よろしくお願ひします。

○司会 ありがとうございます。また熊谷委員、田辺委員、名取委員、文能委員の4名の方々

にも継続して委員にご就任いただいておりますが、本日はご都合により欠席となっております。

○司会 続きまして、本市側の出席者を紹介させていただきます。

(市側出席者紹介)

○司会 また、当審議会の幹事といたしまして、経済局の課長がまいっております。名簿に記載させていただいておりますので、紹介につきましては省略させていただきます。

それでは、新委員の皆様方によります初めての審議会となりますので、まず会長をご選任いただきたく存じます。

本審議会規則、第3条によりまして委員の互選によるということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○角委員 中小企業振興基本条例のときに随分ご尽力いただいた林先生、いかがですか。

○司会 林委員を会長にというご推挙の声がございますが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会 ありがとうございます。林委員を会長にというご意見に対しまして、ご異議なしということでございますので、林委員が会長に選任されました。

これからの議事進行につきましては林会長にお願いいたしたく存じます。

林会長、会長席にお移りくださいますでしょうか。

○林会長 ただいま互選ということでご推挙いただきました林でございます。もともとは経済学者でございまして、中小企業を経営したこともなければ中小企業団体を運営した苦勞も知らないままこの席に座っているわけでございますが、昨年度は大阪市の中小企業振興基本条例というものを定めるために部会をつくりまして、ほかの先生方と一緒に議論を深め、ようやく成案がなったというところでございます。今年度はこの基本条例に基づいて大阪市の中小企業振興施策が力強く推進されていくことを心から期待しているところでございます。

世の中はまた、低成長といいますか不況という色を濃くしているところがありまして、中小企業の経営もご苦勞が多いこととは拝察いたしております。他方で大阪市の中小企業の中にもたくさん、例えば東南アジア等に積極的に展開していくところもありまして、こちらのほうは、むしろ活況を呈しております、関係者の皆さんも大変ご努力いただいているという状況でもございます。

それから私は中小企業関係の講演に招かれたらいつでも「関ジャニ∞に倣おうよ」と言ってるんですけど、ご存じですか。ちょっと皆さんご存じない。関ジャニ∞というグループがありまして、ジャニーズという日本のポップミュージックの東京の会社があるんですけど、そこが運

営している関西ジャニーズ、∞というのは関テレの8チャンネルから出発したということでした名前だそうです。7人組の男の子、大体30歳前後の男の子のグループで、これが今全国的に爆発的な展開をしております。その出身が7人とも全員関西です。東大阪、大阪、京都、尼崎といったところの出身者でして、これが歌はうまいし楽器は弾けるし、それから関西人ですから漫才もどきのかけ合いはお手の物ということで全国を席卷しております。私、宣伝するために今日参ったんじゃないんですけれども、今年結成8周年ということで88万人を動員するコンサートを東京、大阪でやってる。紅白歌合戦に今年は出ますのでぜひご覧いただきたい。

この人たちがなぜ受けてるかということ、私どもはちょっと勉強しなければいかんと思っております。世の中では六重苦とか言って下を向くような話が結構多いんですけれども、しかしその中で、関西出身でここまで頑張れる人たちがいる、それは何だと。技術なのか、企画力なのか、宣伝力なのか、あるいは時代の精神に訴える何かを持っているんだろうかというあたりを私どもは単なるチャラチャラした音楽ということではなくて、真剣に観察して学ぶということが必要なと思っております。

ちょっと余計なことを申し上げましたけれども、これから会長ということで、この審議会の場が大阪市経済局の政策形成と、それから現場のご意見とが交錯する、最近はやりのプラットフォームとかいいますか、自由に意見が言い合えるというふうな場になっていけばいいなというふうに思っております。

ということで、どうぞ皆様のご協力を得まして何とか大阪の中小企業が元気になっていくような施策が繰り出せたらうれしいなと思っております。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思っておりますけれども、審議会規則によりまして会長代理を指名させていただくというのが私の最初の仕事になっております。これにつきましては武智委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○林会長 武智委員につきましては、市内のものづくり関連企業が多数参加する大阪市工業会連合会の会長でもあられますので、施策を活用される企業の代表といたしまして会長代理にふさわしいというふうに考えております。

それでは、審議に入りたいと思っておりますが、本日審議する内容は経済局主要事業及び今後の取り組みの方向性についてということでございますので、資料に基づいて経済局よりご説明をお願いいたします。

申しわけございません。武智委員、何かご挨拶をいただいたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○武智会長代理 ただいま会長代理ということでご推薦賜りまして大変恐縮に存じておりますし、浅学非才な私が大任を仰せつかったということで無二の緊張を感じております。大阪は中小企業のまちでございまして、非常に今、景気が沈滞しておりまして、どんなことがあっても、この中小企業について、日本全国に対しましても大阪から前向きな情報発信を強力にしていかなければならないと、このようにいつも思っております。ものづくりの大阪、そして中小企業のまち大阪。特にものづくりの面では生駒方面の中小企業の色々な工場が、すばらしい先端にいと世界に誇ってPRをして、色々な行事も行っていただいております。私もその都度まいりまして、色々な行事に参画しまして本当にすばらしいなど。この先端の技術がそのまま新しい航空機の部品になったり、あるいは新幹線、あるいは新しいそういう運送関係のパーツになったり、世界の本当の意味での先端になっておるといことがつぶさに見えてまいりまして、すばらしいことだなと。なぜこれをもっと強く世界に訴えないかなと。情報力が弱いのは日本の企業の、あるいはそのバックグラウンドの政治力の弱さだなと。これからの時代は政治が経済を管理しながら、やはり情報化戦略の強いところに、そういう結果が生まれるということをかいま見まして、組織的に情報発信をしていただいで中小企業を優勢にさせていただかないといかんとこの使命の一端を感じておりますので、よろしくご協力のほどをお願いしたいと、このように思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○林会長 それでは丸尾さん、どうぞよろしくお願ひします。

○丸尾課長 企画課長の丸尾でございます。よろしくお願ひいたします。

座って失礼いたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして大阪市の現状をご説明させていただきます。

まず、資料1でございます。この間、新市長になりまして行政の形を変えるということで、大阪市のほうも非常に変化してございます。

昨年12月27日に大阪府市統合本部というものを、本部長・知事、副本部長・市長という体制で立ち上げております。この本部におきましては右下の1、2、3とございますけれども、新たな大都市制度のあり方、それから広域行政・二重行政の仕分けと整理、そして戦略の一致ということで取り組んでございまして、裏面の真ん中の大きな四角にございますけれども、統合ということで、例えば経済局で申し上げますと大阪市信用保証協会でありますとか、工業

研究所、それからこちらに明記はされておられませんけれども、本日会議を開催しております大阪産業創造館などが大阪府の団体との統合ということで方向性を示されているところでございます。

また右の四角にございますけれども、昨年審議会の間でも成長戦略というものをご紹介させていただきましたが、府市戦略を一本化するということで作業を進めているところでございます。またちょっと資料にはございませんが、この間、大阪府の商工労働部と産業政策の広域自治体、基礎自治体の役割分担について協議しております。今私どものほうが大きく考えておりますのは、広域自治体は大阪全体を俯瞰して統一的戦略的に取り組むべき大きな政策、それから大阪全体で一体的に提供することで効率的な運営や、より高い効果が期待されるような高度な技術や専門性が必要とされるようなものについては、主としてということになると思いますけれども、広域自治体が役割を担うべきではないかと。基礎自治体のほうは、地域や企業の実情に応じて課題に対応していくべき施策でありますとか、企業の身近で提供していくことが必要な、例えば相談といったような施策を、基礎として主として担うというようなことで今整理を進めているところでございます。

ただ、産業施策につきましては、基礎自治体と広域自治体がばきっと分かれた施策をするというよりは、やはり企業活動も非常に大きな範囲にまたがっておりますし、また地域に密着しているという両面を持っておりますので、お互いが取り組むべき施策もあるだろうということで協議を進めているところでございます。

次に資料2にまいりまして、区長の役割がこの間大きく変わり、大きな権限を持つという状況になっております。下に、新区長の2つの顔とございますけれども、今までは右にあります区長ということで区役所、区内の事務を主として担われておりましたけれども、今後は区域にかかわるものにつきましては、区シティ・マネージャーという位置づけで、局の上で指揮・監督をして事務を一定のものについて行うということになっております。例えば経済局で申し上げますと、地域経済活力創造事業というのを去年から始めていて、企業が地域の住民の方や区役所と一緒に地域経済の活性化に資するような取り組みを支援するというものなんですけれども、そういった取り組みでありますとか地域にかかわる商店街の取り組みというものにつきましては、シティ・マネージャーの意向を踏まえて施策を進めていくということで、局のほうも予算要求なり取り組みを進めているところでございます。

次に資料3が先ほど申し上げました大阪の成長戦略ということで、府市一本化した成長戦略のまだ素案の段階ですが中身でございます。簡単に抜粋させていただいております、2020年

までの10年間を目途に実質成長率平均年2%以上、雇用創出年平均一万人以上という目標を掲げてございます。そして大阪が目指すべき方向といたしましては、ものづくりの技術をより高付加価値にしていくということでハイエンド都市、それから海外の、特にアジアの需要を取り込んで成長していくという中継都市、この二つの方向性を出させていただいているところでございます。そしてその成長のための5つの源泉という取り組みになるんですけども、例えば集客力強化、人材力の強化、産業・技術の強化、それからアジアの活力の取り組みの強化、そしてまちづくりという都市の再生といったことに府市一体となって、もちろん経済団体とか皆様とも一緒になって大阪で進めていくという戦略とさせていただいているところでございます。

次に資料の4に移りまして、大阪市中企業振興基本条例でございます。昨年の11月1日施行ということで、条例部会をはじめ審議会の皆様にはお世話になり本当にありがとうございます。また、経済団体の皆様にも色々なご意見を賜りまして素案を作ってきたところでございまして、非常にお世話になり、ご指導、ご協力ありがとうございました。

中小企業振興基本条例の考え方といたしましては、大阪市が、中小企業の役割の重要性に対する大企業、市民の理解を得ながら色々な経済団体、研究機関、市民等と一緒に連携しながら中小企業を支援していくというもので、最終的には地域経済の持続的発展と豊かな地域社会の実現を目指す理念条例でございます。

チラシの裏面の下のほうに施策の基本方針ということで、ひし形の黒い文字の一番下のところですけども、方向性を出させていただいております。

この中身につきましては昨年の審議会の皆様にもご意見を頂戴したところでして、中小企業の経営基盤を強化していく、経営革新を促進する、それから創業、事業の継承を促進する、成長分野、海外への事業展開を支援する、そして地域社会と中小企業が協働して取り組む活動を促進する、また公共調達における受注機会の増大といったようなことを大きな柱として作らせていただいている条例でございます。

経済局のほうでは、今、この基本方針に基づきまして施策を策定し進めているところでございます。その資料が5になります。

経済局施策の概要ということで資料6にございます運営方針は、こちらのほうに大きくまとめさせていただいております。まず経済局の目標でございますけれども、経済主体となる企業が活発に活動して持続的に発展できる都市の実現、これを目標としております。そのための局の使命といたしまして、税収や市民の雇用・所得の維持・増大に向けて企業の事業活動の円滑化・活発化、地域経済の活性化を目指して中小企業の経営基盤の強化、成長への挑戦を支える、

そしてあとビジネス環境を向上させるという取り組みを局の使命と考えております。そして、局運営の基本方針といたしまして、先ほど申し上げました条例の理念のもと、企業・地域ごとの実情や課題・ニーズに対応した課題解決や経営力強化の支援を着実に推進していくと。そして成長に向けては先ほどご紹介申し上げました戦略のもと、府と連携を図りながら中小企業の成長分野、海外市場への参入促進に取り組む、また市政改革プランのもと、区役所と一層の連携を図りながら企業が地域と一体となった経済活性化の取り組みを推進するということを方針に掲げさせていただいております。

それを下の図に落としておりまして、2ページですけれども、まず経済局における中小企業支援の取り組みの、下の横長の箱が経済局が取り組む組織としてのスタンスでございます。条例を策定する際にも中小企業の実態、ニーズというものをきっちりとらえて施策を推進して欲しいという声をたくさんいただきました。そういった取り組みを局としてはきっちりと進めていくべきというふうに認識しておりまして、また施策等につきましても情報発信につきましても強化していかないといけない。これをマーケティング活動というふうに表現させていただいているんですけれども、組織としてこのマーケティング機能を強化していきたいというのを大きな一つの柱に、来年度に向けて、また今年度もさせていただいております。

取り組みの方向性としましては大きく柱を三つ挙げておりまして、一つ目が中小企業の経営基盤の強化、創業の支援、そして二つ目が市政改革プランのもとでの中小企業の地域経済の活性化に向けた取り組みへの支援、そして三つ目が成長戦略に基づきました中小企業の成長分野、海外市場へのチャレンジ促進でございます。

一つ目の経営基盤の強化につきましては下半分の大きな長四角にも書かせていただいておりますけれども、産業創造館や工業研究所という支援機関が中心になりながら支援をしてみたいと考えております。

二つ目の地域経済の活性化につきましては区役所と一体になりまして、商業でありますとかものづくり企業の集積の活性化といったものを経済局として促進してみたいと考えております。

また成長分野につきましては、成長戦略がございます「環境・エネルギー」「健康・医療」「クリエイティブ・デザイン」を中心に中小企業の取り組みを促進。また海外市場につきましては、見本市の出展等を支援しながら取り組みを支援してみたいと考えているところでございます。

一番最後の3ページのところに、この施策のつながりを図示させていただいたものがござい

まして、一番下に中小企業がおられると。この方たちを区役所と一体になりながら個別訪問とか意見交換の実施を通じて、色々な支援サービスへ誘導していきたいと思っております。そして真ん中にごございます産業創造館でありますとか、工研でありますとか、そういった支援機関がしっかりとサービスを提供いたしまして、左上にごございます中小企業の経営基盤の強化、それからよりチャレンジをしていこうという企業さんにおかれましては成長分野へのチャレンジ、海外市場へのチャレンジをしていただいて、そして最後矢印ぐるっと回って右下ですけれども地域経済の活性化につないで、これがぐるぐると回るような好循環を作っていければというのが趣旨でございます。

また先ほどマーケティング機能の強化ということを申し上げましたけれども、その過程におきまして経済局のほうではしっかりと企業の皆様のお声を聞いていきたいと思っております。その声を生かして企業様との信頼関係というものもきっちり醸成してまいりたいと考えてございます。

資料6につきましてはそれを細かく書いたものですので、ここでのご説明は割愛させていただきます。

資料7ですけれども、ご参考程度に今年度、平成24年度の予算の経済費の額を出させていただいております。大阪市全体一般会計は1兆6,652億円、経済費のほうは1,428億円ということで、市の予算の構成比の中では8.6%を占めております。非常に大きな額に見えるのですが、この1,428億円の中には中央市場の関連の経費でありますとか、一番大きいものとして融資制度の預託の費用が含まれた金融事業費が1,300億円強ございますので、それと人件費等を除きますと経済局の事業費としましては産創館とか工研の施設運営も含めまして50億円強というところでございます。

続きまして、資料8のほうに具体的に取り組んでいる事業を24年度ベースですけれども出させていただきます。

一つ目の柱の中小企業の経営基盤の強化は、ちょっと重複しますので簡単にご説明させていただきますけれども、産創館で経営相談とか販路開拓の事業をさせていただいております。またインテックス大阪という見本市会場を持っておりまして、そちらのほうの運営によりまして販路開拓の支援も行っているところでございます。また、セーフティネットを含め事業継続を支えるための一般的な事業資金を対象とする融資制度も運営してございます。そしてその下には局のマーケティング機能強化ということで金額はございませんけれども、局として取り組んでいるところでございます。

裏面2ページにまいりまして、ものづくりの支援としましては工業研究所での研究試験分析といったような支援、それからものづくり人材育成事業ということで、例えばものづくり企業と工業高校の交流会を開催して、いわゆる人材の確保・育成に向けた取り組みをやっているところでございます。

また創業の促進も産業創造館のほうでさせていただいているところでございます。こちらのほうが大きな3つの柱のうちの一つ目の、中小企業の経営基盤強化という取り組みでございます。

次3ページにまいりまして、地域経済の活性化に向けた取り組みの促進ということで、区役所のコーディネートのもとで、中小企業が、例えば住民でありますとか、商店街、ものづくり企業、色々な方と協働して一体となって進める様々なイベントでありますとか、研究会でありますとか、そういった取り組みを経済局として支援をしているところでございます。

またコミュニティビジネスにつきましてもビジネス面からの支援というところを経済局も担わせていただいております。

また、商業につきましましては、商店街が取り組まれます色々なイベントといったソフト面やアーケードの整備というハード面の支援、それから10月に開催いたしましたけれども、大阪あきない祭りという全市的な商店街が一体となった取り組みにつきましても一緒に進めさせていただいているところでございます。

また今ちょっと外国人観光客の人数は減ってるんですけども、外国の方がたくさん来られておりますので、商店街への受け入れ促進といった取り組みも一緒になってやらせていただいているところでございます。

4ページにまいりまして、成長分野や海外市場へのチャレンジ促進。24年度につきましましては「環境・エネルギー」ですとか「健康・医療」といった面で企業さんが取り組まれる研究開発等につきまして支援をしてきたところでございます。

また、健康・医療分野につきましましては、特にこれまで進めてまいりましたロボットテクノロジーを活用したような医療機器という点の開発につきまして、力を入れて支援をしてきたところでございます。

またクリエイティブデザインにつきましましては、扇町に、メビック扇町というセンターを作っておりますので、そこでクリエイターの方々のネットワーク構築を支援して、ものづくりの企業とのマッチングや販路拡大についても支援をしているところでございます。

海外展開につきましましては、海外の見本市に中小企業の方が出展して販路を開拓していくとい

う取り組みについての支援と、あと、なかなか外にまで出れませんよという中小企業の、まだちょっとハードルが高いなという方々につきましては、海外のバイヤーの方を大阪に招いて大阪で商談をしていただくというような取り組みも始めているところでございます。

非常に早くご説明させていただいたんですが、この次の資料のサポートメニューが今の施策をもうちょっとわかりやすく企業の方向けに紹介させていただきましたパンフレットでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

非常に走った説明でございましたけれども、事務局からの説明、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林会長 ありがとうございます。ただいま大阪市の基本条例という理念条例から始まりまして、今年度の施策の体系、予算規模、それから具体的にどういうことをしているかという重点施策についてのご説明を伺ったところでございますが、今日は最初でございますのでご説明いただいたことを中心に皆様方からご意見、ご質問を頂戴して理解を深めていきたいと考えております。どなたからでも、どの論点からでも結構でございますので、今日お帰りになるまでには必ず発言をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○灘本委員 大阪商工会議所の灘本でございます。ご説明どうもありがとうございました。

全体をお伺いいたしまして、私ども、中小企業関係団体として中小企業に対するお手伝いを中心に事業を進めておりますけれども、その施策をやっておりますところの大まかなベクトルの方向としては大阪市さんと同じ方向を向いてるというふうに私は思っております。そういう意味ではこれまでも進めてまいりました連携、それから協力、ご指導を含めまして、引き続きこれらの充実強化をお願いしたいというのが1点でございます。

あと二、三、個別の項目につきまして申し上げます。

一つは今年度から従来10ありました大阪商工会議所の支部を5つに整理統合いたしまして、5支部で事業を運営いたしております。中央と北、南、東、西でございます。各支部におきましてはエリア内の区役所とも十分連携を図らせていただきまして地域活性化の事業に取り組まさせていただきます。その中でものづくりの関係、それから商店街との関係で個別の事業、区役所との連携で行っております地域商工業振興事業、これにつきましても新しく任命された区長さんが地元事業をコントロールされるシティ・マネージャーも兼務されるということでございますけれども、これまで地元区役所と連携・協働して実施してまいりました展示商談、あるいは商店街振興事業、これにつきまして引き続き十分なお支援をお願いしたいというふうに考えております。同時に区役所で私どもの経営指導員がお手伝いをさせていただいて実施を

してまいっております経営相談事業につきましても、必要に応じ充実・強化をご検討いただければと考えております。それが2点目でございます。

3点目はいろいろ中小企業関係の金融問題につきまして施策を講じていただいておりますけれども、ご承知のとおり金融円滑化法の年度末終了を見据えまして、今私どものほうでも再生支援協議会を見ていると金融機関の事前の整理が既に始まっているように感じしております。これから年度末近くにこれからなるにつれて、非常に資金繰りが悪化する懸念がございますので、市サイドといたしましても府サイドといたしましてもアンテナを十分張っていただきまして不測の事態が多発しないように金融面での手当てをよろしくお願いを申し上げます。

4点目は先ほどご説明がありました大阪府、大阪市との色々な意味の統合問題でございます。これはいわゆる多岐にわたる府市統合ということでご説明がございましたけれども、この中で特に信用保証協会、それから産技研と市工研、中小企業支援機関、大学等々、中小企業に関係するものが幾つもございます。こういう統合問題については、これからさらに検討が深まるであろうと思っておりますけれども、中小企業サイドからの要望といたしましては、こういう統合によりまして中小企業サイドからの余分な負担といたしますか、そういうことがございませんように、また利用者でございます中小企業へのサービス低下にならないよう、機能の維持、拡充につきまして特段のご配慮をお願いしたいというふうに考えております。

以上の4点、お願い申し上げさせていただきます。

○林会長 ありがとうございます。何人かご意見伺った上で、市の方のご返答をいただきたいと思うんですが。

ほかにいかがでございますでしょうか。お気づきの意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋委員 大阪市信用金庫の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから3つほどご意見申し上げたいと思います。今後の地域活性化対応として、区長が区シティ・マネージャーという名称で強力な権限を持って地域の活性化のために色々ご尽力いただく、こういうふうな施策だと思っておりますが、迅速に色々な施策が行政施策の中に反映されるという点では非常に期待をいたしております。一方で、このシティ・マネージャー制度を取り入れるに当たって留意していただきたい点を申し上げます。この制度はアメリカで行われている制度ですが、ただアメリカの場合は、行政の専門家がこれにあたっており、例えばシティ

マネージャーの大体半数ぐらいが行政経営学修士とか、7割の人が修士を持っているというふうなことで、そういう行政に長けた専門家がこれにあたっているということでございます。そういう意味からこれからシティ・マネージャーの制度を積極的に進められるということであれば、区長の選任のされ方については的確な人選をお願いしたいと思います。

次に中小企業支援についてですが、中小企業の実態は、先ほど灘本委員のほうからもお話がありましたように、金融円滑化法の出口を前にして経営改善があまり進んでおらず、厳しい状況になっております。メガバンク、それから地銀等におきましても、金融円滑化法の出口を睨んで、予め貸倒引当金を十分に積んで置く方針とのことです。前倒し的に引当金を積んでおくということは、場合によっては今後の支援を打ち切っていくと、こういうふうなことだろうと思います。そういうことが増えてくれば当然倒産も増えてくるのが懸念されます。現時点では私どもの取引先の倒産件数は増えている訳ではありませんが、自主廃業が非常に増えてきています。既に今年度に入りまして前年対比で言いますと、3倍ぐらいに廃業が増えております。今後についても、大手企業が海外移転を進めている、中堅企業も海外に移転している、仕事が減っている、国内事業もなかなか伸びない、というような中で、将来について悲観的な見方をされて資産を売却し廃業される企業が増えており、これからも増えてくる可能性が大いにあると思います。中小企業の一番のニーズは、売上を上げたい、そのために何とか販路を拡大したいということなんです。特に海外販路の拡大については非常に関心が高いということで、我々もそういう中小企業に対して支援、サポートをさせていただいております。ここにおられますジェットロさんにも、海外の販路拡大面でご協力いただいております。一方で、中堅企業が海外に生産拠点を持っていき、現地生産・現地販売ということになっていきますと、それだけ国内の雇用も減ることになると思います。そういうことで海外販路の拡大と同時に国内での需要喚起についての施策を取っていかないと、企業の収益は上がるけれども雇用が減っていくというふうなことになりかねないと思います。そういう視点をもってこれからも中小企業対策に取り組んでいただきたいと思います。

三つ目が中小企業の資金繰りの問題です。中小企業の資金繰りですが、いよいよ金融円滑化法の終了をにらんで逼迫が予想されているところです。国では支援策として経営力強化資金融資ということでスタートをしていただいております。保証協会の制度を使った資金融資ですが、ただこれは現状条件変更をしている先については使いにくいということがございます。それから保証料は確かに0.2%ぐらい低いということではありますが、一方で経営改善計画の進捗等について金融機関を通じて報告する義務があるというようなこともございます。そのような中

小企業に負担が生ずるような制度ではなしに、もう少し弾力的な保証制度があればなというふうに思います。特に大阪市と大阪府の保証協会の統合によりまして、両保証協会から保証を受けておられる企業にとりましては、統合後に保証額の削減等が懸念されているところであります。恐らく他府県の保証協会の一社当たりへの保証額と比べますと、大阪は、大阪府と大阪市を合計しますと他府県よりもかなり大きくなると思います。その場合に他府県並みに縮小されるということになりますと中小企業の資金繰りは大きく圧迫されるというようなことになりかねません。その点もご考慮のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

金融機関の立場としては以上でございますが、中小企業の業績は二極化といえますか、格差が開いておりまして、例えば年商1億円以下あるいは5,000万以下の企業については非常に厳しい状況が続いています。全体的な倒産件数は横ばいですが、小・零細企業については倒産が増加しております。今後はますます格差が開いていく傾向になっていくんだと思いますが、何とか小零細企業が事業を継続していけるような、経済環境を作っていただきたいと思ひます。

地域を見ますと、シャッターを閉じている商店街もございます。そういった商店街に対して大阪市では色々な対策を取っておられますが、我々金融機関でも大阪以外の、他府県の地方事務所等とも連携しまして、地方の物産を商店街の空き店舗で売っていただくとかいうような取り組みも継続してやっております。まず地域が元気にならないと中小企業が元気にならない。地域でたくさんの方が買い物をすれば当然その周りにおられる中小企業の方も元気になる、というようなことだと思ひますので、ぜひとも地域の活性化に向けて、大阪市の施策を確実に実行していただけるようお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。それじゃあこのあたりで一度まとめて。

どうぞ。

○柳本委員 ちょっと細かい話になるんですが、質問の内容、中身に加えてもらいたいというのが、この資料8の中小企業への資金支援のところ、当初と補正を合わせて1,311億4,700万円。内容については安定的な事業継続を支えるとか、一般的な事業資金、創業、セーフティネットとか書かれているんですけども、これは現実問題として資金支援というのは保証協会の保証を入れて銀行から借りるとするのが基本ベースですね。お金いただくということはないわけですから、補助金とかいうのは別にしまして。

この1,311億4,700万円というものの、この予算化されてるものというのは基本的に事業年度

で全部消化するという金額ととらえてよろしいでしょうか。それが1点と、この内容は基本的には保証協会の保証を入れてお金を借りると中小事業者は返済するわけですね、返済するお金ですからなくなるお金じゃない、もちろん倒産とか返済不能に陥った場合は保証協会のほうから保証をいただいて、保証料の中でできなければ市の予算を、ということになろうかと思いますけれども、現実問題として中小企業事業者の立場から言いますと、保証協会の保証額を増やしてもらおうということが、なぜ中小企業対策の資金支援になるのかが不思議なんです。今も言いましたように、借りたものは返さなあかんのですから1,300億円を超えるような膨大な金額、予算全体の1兆6,600億円とかというところからいけば、経済費は8.6%と非常に小さいというか、大阪市の経済というか中小企業への支援ということからいくと、金額的にはこの1,300億円は大きいですが、比率からいくと小さい。この一事業年度の予算としている金額の、中身がどうなのかということをお伺いしたいというのが、単純な疑問でございます。よろしく申し上げます。

○林会長 ありがとうございます。それではちょっとこの辺でまとめて大阪市の施策、もう少しご説明いただけますでしょうか。

○魚井局長 経済局長の魚井でございます。ただいまいただきましたご意見、ご質問等についてでございますが、まず灘本委員から、また高橋委員から、共通の金融関係のご意見・ご質問をいただきました。まず、金融円滑化法、来年3月で切れるわけでございますけれども、国のほうも経営改善でありますとか、事業再生、こういったことの促進に向けた総合的な出口戦略の実施といったことを現在行っておるところでございます。実はこの8月には中小企業経営力強化支援法というのが施行されております。そこで先ほどお話に出ておりましたように、適切な支援機関を定めまして、国がこれを認定するんですけれども、その支援機関を通じまして中小企業の良質な事業計画の策定を支援する、あるいはその事業計画の実施・実行に関わって色々と指導・助言を行っていくというような支援策を打ち出しておるところでございます。また、それと連動しまして経営力強化の保証制度というのが10月から国のほうで創設されておまして、これは今申しましたような中小企業が事業計画を策定・実行することを条件にした新たな信用保証協会を使った保証制度でございます。銀行のほうは2割の負担を行います責任共有制度でございますが、これまでセーフティネット保証とか100%保証を行っていた場合の同額借り替えにつきましては、これまでどおりの100%保証を行うといった制度設計がなされております。これを保証協会が一般保証として独自で行えば、保証協会だけの負担になるところがあるわけですが、これを制度融資として自治体が関わって実施するというこ

とで、府のほうは、この12月から制度融資でもってその経営力強化保証制度というのを実施しております。また市のほうも何とか12月中に市の制度融資でもって、それが実施できるように今準備をしているところでございます。産業創造館におきましても金融相談でありますとか、また経営相談、こういったことを通じまして企業の経営改善でありますとか、また資金繰り、これを後押しできますよう、そういった取り組みを見据えて強化していきますとともに、信用保証協会に対しまして、個々企業の実情に応じまして返済の相談など柔軟に対応できるよう、指導も行っているところでございます。

それから灘本委員のほうから出ておりました信用保証協会の統合問題、これも高橋委員と共通するところがあると思えますけれども、これは中小企業金融の円滑化、また二重行政の解消、こういったことを目的に経営と行政の効率化を図るといったことで統合という方向性が打ち出されまして、今年の7月11日から府と、市と、府の保証協会、市の保証協会、4者でもって合併協議会を立ち上げ、その中で市の財政負担の問題でありますとか、両協会の資産査定のある方、やり方、統合後の組織問題とか業務のある方、そういったことについて、現在協議を進めてきております。もちろん、私どもは統合によりまして経営の効率化を図り、あるいは業務推進の向上を図ることによって保証協会の経営基盤の強化につなげまして、今後も引き続いて中小企業者への円滑な資金供給が安定的に行えるような体質強化につながるといったことでの統合を目指して議論しているわけでありまして、この統合によって、中小企業へ悪い影響を与えないといったことは十分注意しながら進めてまいりたいと考えております。

それから灘本委員からの一点目のご質問ですが、ものづくりとか商店街とかその辺への引き続いてのご支援というようなことでお話ございました。25年度からは、区長の役割も区シティ・マネージャーとして、かなり権限が強化されまして、そういった業務につきましてはこれから区長のもとで地域の実情に合ったような形で地域活性化を図っていく事業になってまいります。もちろん経済局は、そういった区の取り組みについて、現在の24年度も支援しておるわけですが、今後も引き続いて区長と一緒に取り組んでいくということで、来年度もそういう地域経済の活性化の取り組み、つまり区役所がコーディネート役となりまして商店街とか地域のものづくり企業、商工団体、NPOとか住民の方が一緒になって地域経済の活性化に取り組む事業ですが、十分支援を行ってまいりたいと考えております。また区役所における経営相談、23年度から実施しておるんですけれども、この経営相談につきましてもこれからは区長の権限で行われるということで、実際全ての24区で25年度も行うことには現在なってはいないんです。それは、区で経営相談するというのではなくて、市トータルでは大阪産業創造館でかなり高

度専門的な経営相談も含めてやっておりますので、そこへつなぐ機能を果たしていくといったような役割で十分ではないかといったような思いを、現段階で区長さんが持っておられるところもあるということです。それぞれ24区、市長は24色の色を出しながらと申しておりますが、区行政においても特徴を出していくという方針の中で、我々としては区長に経済、あるいは中小企業、商店街、そういったところにきっちり焦点が当たるような形での施策を考えていただきたいと思っています。私どもの課長も、各区に区長が新たに8月1日から就任しておりますので、この夏ぐらいから区を訪問して商工施策等、こういうことをやってますよと、こういうことに25年度から区長権限強化のもとでやっていきます、といったことのお話をさせていただきながら、これまでと変わることのないようなサービス、またよりきめ細かなサービスができるようにといったことで区のほうにも説明をしておるところでございまして、これからも一緒に区と取り組んでまいりたいと考えております。

それから、統合本部事項として先ほどの信用保証協会以外に、大阪市立工業研究所と府のほうの産技研という施設、それから大阪産業創造館と府のマイドーム大阪の統合を現在議論しております。この二つの統合につきましては新たな大都市制度への移行時ということを目指しております。当然、先ほどご指摘ございましたように、中小企業の負担になることのないよう、またサービス低下になることのないよう、当然統合効果ということでプラスになるような形で進めていこうとしておりますので、そういったことを十分留意して進めてまいりたいと考えております。

それから、この二つの統合については新たな大都市制度への移行時ですが、先ほど申し上げました信用保証協会のほうは、新たな大都市制度移行前の平成25年度の統合というのを目指して協議会で議論を進めているところでございます。

次に高橋委員から区シティ・マネージャーの件でお話ございましたけれども、これは色々な経歴を持った民間の方が公募で選任されまして、8月から就任されておられます。そういった中で、今まではなかった副区長というのを全ての区に置きまして、そういう部分では移行期も含めて行政経験を持っております副区長や新たなスタッフを区のほうに置いておりますので、そういった全体の力でもって区もきっちり体制を作り、新たな権限強化に対応していこうとしておるところでございます。

それから海外販路拡大希望が多い中で、私どもも海外販路拡大支援として、見本市への出展等を支援しております。そういった外需を獲得する、外の需要を取り込むということとあわせて、新たに需要を創出していくということ、この二つが非常に重要でございます。新たな需要

を創出ということでは、イノベーションが次から次に起こるような環境整備といった支援を行いまして、新製品、新サービスを次から次へ生み出して、ビジネス創造の拡大につなげていくといったような取り組みを産業創造館で進めているほか、大阪市立工業研究所におきましても、産学官連携のプロジェクト組成から事業化への支援を、コーディネーターも配置し強化して行っております。また新たに、健康・予防、あるいは環境・エネルギーといった分野におきまして、25年度からはプロジェクト創出から研究開発、実証実験、施策化、市場への導入まで、事業化につながるそれぞれの段階での支援を含め、一貫した支援を行っていかうと考えてございます。大阪も、色々潜在能力が高いところがございますので、色々な技術を磨いて新製品、新サービスが生み出されるといったような取り組みも強化しているところでございます。

それから柳本委員のご質問、約1,311億円の予算となっておりますが、これは先ほど申し上げましたように制度融資というのを、保証協会を使いまして、大阪市の行っております。その制度融資につきましては、金融機関の所定金利ではなく、少し低めの金利で融資をしていただいて、それを信用保証協会が保証しておるわけですが、その金融機関が所定金利であれば通常得られるような利益を補うため、私どもが基金としてお金を予算から繰り出しまして、預託という形で、制度融資の額に応じてそれぞれの金融機関にお預けして運用益を金融機関であげていただき、また年度末にはそれをお返しいただくという仕組みとなっております。このような運用を行ってる部分が、この1,311億円のかなりの部分を占めておりまして、そういう意味で事業年度で真水として消化しているというものではなくて、繰り出してそれをまた繰り入れてるという部分が大きくございます。実質的には、保証をした中小企業が返済できないという場合に、信用保証協会が代位弁済を行います。この代位弁済を行った部分につきましては、大半が国のほうから保険金で返ってくるわけですが、残りの部分に市のほうからも補助金を出して制度融資として運営し、中小企業金融の円滑化を図っているという性格のものでございます。

○柳本委員 現実問題として、僕も保証協会の保証人なので弁済したことあるんですけども、返済不能になった人のために保証料というものはあるんでしょ。借り手側から言うと確かに銀行の金利は通常よりも低いですが、保証料を足すと変わらない。これは現実、多少の差はあってもほぼ変わりません。万が一返済不能になった、倒産したとかいう場合は保証協会がその保証料をもとにした資金で銀行に代位弁済すると。銀行のほうは保証協会を使って何か損するなんてことはちょっと考えにくいという一般の常識から言わずと不思議だったんですけども、今日はその機会があったので質問させてもらってるんですが、それをここに中小企業

対策の資金支援という予算で上げているというのは、ちょっとおかしいのと違いますか。返ってくるお金ですから。事業年度で全てなくなるならわかりますが。銀行支援にしても、銀行は代位弁済があり倒産リスクがなくなるわけですから、当然貸出金利がその分下がっても事業として当たり前のことですよね。そこでなぜ、市が金融支援をせなあかんのやと、これもまた不思議な、声なき声というか、中小企業の連中が皆、これを不思議がっているんですよ。いつまでたってもこの答えが出なかったの、いい機会なので1回聞きたいと思って聞かせてもらってます。保証料を払って銀行からお金を借りて、確かに保証協会がつくということは、ちょっと借りにくいところでも借りれるんです。普通は銀行が貸さないところでも保証協会があるから貸すと。当然リスクのちょっと高いところでも入ってくるとは思うんですけども、保証料によって倒産した返済に幾らお金を使っているとかか実態が全く見えないというか、わからないんです。大阪市のこの1,300億円ものお金の実態がね。企業は保証料を払って、保証人を立てて借りてます。現実に代位弁済してる保証協会は、保証人から取るわけですから、その保証人もだめなら保証料から使うんでしょ。そこら辺のところはずっともやもやが続いていて、中小企業が応援を受けていると聞いてもすっきりしないんです。そこら辺のところを、僕が市産経に帰って会員の皆さんに実はこういう仕組みですよと説明すると、じゃあなんでやねん、じゃあなんでやねんというのが多いんですよ。そこら辺ちょっとお聞きして帰りたいと思って来ましたので。返ってくるお金が予算だというのは誰も納得しないと思うんです。これは言わば変な話ですけど、運用益が多いか少ないかの話であって、返ってくるお金ですよ。

○魚井局長 役所の仕組みとして歳入予算、歳出予算を立ててやっておりますので、そういう金融機関にお預けするお金につきましても、市としてはその年度の歳出として予算立てを行いまして、一方では歳入として、年度末に金融機関からそれが返ってくるのを市の財布の中におさめるという予算立てを行っております。このような仕組みでもって預託制度というのが行われておるんです。予算上の仕組みでは、そういうことなんです。今柳本委員から色々ございましたご質問につきましてもはより正確にお答えしないとあかんと思いますので、金融課長か企業支援担当部長かその辺ちょっと的確に。

○池田部長 預託についてはそういうことでございます。それから保証料のお話ですけども、国の信用補完制度、保険というのがございまして、この保険料の支払いになります。

例えば生命保険をお掛けするときに、保険料率というのが決められますが、普通であればこの保険金で、例えば倒産したときの弁済を賄えるわけですけども、実際のところ、国の保険制度もかなり赤字になっておりまして、国庫の持ち出しがかなり大きな割合を占めてきており

ます。そういった意味で保険制度も転換期に来ておまして、責任共有制度というのが導入されています。これまでは、保険と自治体と協会が分担をして、金融機関に100%代位弁済をしてきたわけですが、責任共有制度というのが平成19年に導入されて、これは金融機関に支払われる代位弁済が80%になり、残り2割を金融機関が負担をするという制度に順次切り替わっていておりますので、金融機関のほうもそういった意味ではリスクを負うような形になっております。それからこの1,300億円の中に預託というのが大体1,000億円近くあるんですけども、代位弁済につきましても、市の制度融資の部分については、一旦、市が代位弁済のための補助金を交付して、その後国から保険金がおりてきて、それを市の歳入に戻すという形になります。ですから、柳本委員がおっしゃったように、このお金を全額使うということではなくて、1年間出ていくお金の総額が1,300億円であって、逆に歳入のほうは先ほど申し上げましたように預託金で1,000億円近く、それから代位弁済の補助金でも約158億円が入ってくるというような形になっており、代位弁済で実際税等で使う金額については30億円ぐらいでございます。

○中野課長 代位弁済に使います金額ですけども、歳出のほうは24年度予算ベースで186億円が代位弁済の補助金として保証協会に出ていく予定になっております。それに対しまして、保証協会のほうから、例えば国の保険とか、あるいはその倒産された中小企業者から回収、担保を処分したりとかいうようなことで回収がありましたら、その部分については大阪市ですとか、あるいは国の保険も入っていますので、国に返したりというような形をとっております。大阪市に返ってくる分の見込みとしまして158億円が返ってくるということで、差し引き純粋に税が使われる部分は、約28億円ということになっております。

○柳本委員 ということは実際の中小企業の支援のために消費していくお金というのは28億円ですか。

○中野課長 出したまま戻ってこないという部分でいいますと28億円、それと小規模零細企業ですとか、あるいは20年にありましたリーマンショック後に緊急融資を実施させていただいているんですけども、そのときに一部保証料補助という形をとらせていただきました。そういったものについても現在まだお支払いしている部分がございますので、大体それで5億円ぐらい出ていっているということがございます。

○柳本委員 どちらにしても1,300億円を超える中小企業への資金支援という表示からいくと、5億円プラスされたところで三十何億円とか、桁が違い過ぎるんです。ちょっとピンとこないというか、本当に中小企業への資金支援を考えていただけるのであれば、実態と、この1,300

億円と三十数億円なんて大きなギャップではなく、もっと実質的に中小企業の支援を考えてもらおうというか、そっちのほうに深い理解をいただきたい。今日お聞きした話を帰って会員の皆さんにしても、皆、納得しないと思います。1,300億円の中小企業の資金支援と書いてあるわけですから。

○林会長 ちょっとよろしいですか。

○柳本委員 予算をどうやって作られているか知りませんが、括弧で下に千二百数十億円の戻りがありますよと書くべきではありませんか。市の仕組み知らないのに失礼なことを言いますけど、普通、予算というのは、出たものは出て、入ってくるのは入ってくるということでしょうから、入ってくるものを知らないものは、これが全部中小企業の支援に使うというように取りますよね。

○林会長 これは市の行政の側の財政法からつながってくる1つの考え方を説明していただいているんですけども、受けるほうから言ったら、出てまた戻っていく金がなんで支援やねんという、またこれは常識的なところでして。ですから1,000億円出ていって1,000億円返ってくるんやったらゼロやないかと、支援は、1,000億円出ていって900億円しか返ってこなかったら100億円は使ってしまったと、これは支援だと。こういうことでありますので、私はここは資料の作り方をちょっと工夫していただいて、いわゆる真水を表記していただければと思います。金融機関に貸しやすくしてあげたということは、それなりに評価しますけれども、それは財政法の建前上の話であって、実はいくら大阪市が身銭を切ったんだと、幾ら中小企業の側はしてもらったんだということがわかる資料も同時につけていただかないと、1,300億円も金が出るのにどこへ行ってらんだらうという疑問はいつまでも出ると思います。ですから財政法とか制度とかということはそちら側でお考えいただいたらいいんですが、事業者の側にはもっとわかりやすい資料のほうがありがたいということではないかと思えます。

○柳本委員 フォローありがとうございます。

○魚井局長 すみません、あくまで市の予算という歳入予算、歳出予算ということでの議会で議決を得ました数字ということで載せておるんですけども、こういう審議会では、より実質的な議論をしていただくという意味でも、本当に真水の分ってどうやねんというようなところも非常に重要な観点で、それに基づいた議論も必要だと思います。この預託制度といいますか、信用保険制度というのは、府も全国都道府県も全く同じ制度でございまして、その中で中小企業の円滑な資金供給に資していこうと制度の中でやっておるものでございますが、確かに今、会長からもお話ございましたようにわかりやすく、より見える化をして議論をしていったほう

が効果的だと思いますので、そういった資料の工夫を今後させていただきますので、よろしく
お願いいたします。

○林会長 ありがとうございます。東日本大震災の復興でも、19兆円という予算が踊ってます
が、同じからくりがありまして、19兆円が民間に皆回ってるんじゃないですね。ここの1,300
億円と同じような仕組みがあって、ところがそれがわからない、見えないものですから「19兆
円どこへ消えたんだ」と「何も復興進んでないやん」という意見が多く出てくる。ですから、
プロの側のテクニカルチームはきっちりやっていたらいいけれども、これコミュニケーション
ですから、受ける側にはもっとわかりやすい言葉で語っていただきたいなと思います。

なかなか本質をついた議論だったと思うんですが、ほかの論点もあろうかと思いますが、ほ
かにご質問いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○西村委員 資料5の3ページの一番下にあたります、潜在力や意欲のある企業を云々という
ところの、地域経済の活性化に向けた、ひし形一つ目の、地域の実情を的確に把握ということ
について、中小小売・零細小売関係の小売業に関してA3の8ページで具体的取り組み、真ん
中です、その箱3段の下です。参考として区シティ・マネージャーへの主な決定権移譲事務と
いうことで、幾つかの算定見込等を含めた予算の内容が書かれております。私の質問は、この
ように今回、区ごとに行政の具体的な施策が分断されると、現状認識が一番大きな問題となる
のではないかと思います。その認識手法として、一応私どもの今までの認識ですと地域経営、
今日盛んにマーケティングという言葉を書きましたが、地域経営における区ごとの現状認識、
これを次の資料の7の3ページ、地域商業集積の活性化というあたり、この下半分です。あち
こち飛びましたけれども、申し上げたいのは市民の消費生活の最後の砦になります地域の小売
商業、この実態把握というのを区がシティ・マネージャーという、もう1つの顔でもってなさ
ることになるということです。具体的にこれまでの間にどのようになさったのか、あるいはそ
こで問題が発生しているのか、あるいは進んでいるのかというあたりの現状をお教えいただけ
たらと思います。

○林会長 関連した質問ですか。はい、ではお願いします。

○角委員 大阪商店会総連盟の角でございます。商店会総連盟といいますのは市内で348の商
店街が加盟しています。会員さん、店舗でいきますと1万2,500店が加盟しています。今まさに
おっしゃいました、先ほどから灘本委員、あるいはまた高橋委員からございましたように商店街
の疲弊もございまして、大変な、しゃべるのもしんどいぐらい疲弊しております。そこで委員

からご指摘ありましたように、エンドユーザーに接する小売商としてちょっと、この統計では立つ位置がわからないなと思うんです、といいますのが経済センサス、経済局さんから出されてますね、これはいつでしたかね。2009年。

○丸尾課長 総務省ですね。

○角委員 総務省ですか、これがランダムに8,000店に書類を送ってそのうちの25%ぐらい、2,000店ぐらいですね、返ってきているのが、たしか。それで統計を取って見ても全然わからない部分がありまして、できたら本当は商業統計調査、そんな大がかりな調査もしてほしいんですけれども、たしか2007年からしてないはずです。2007年か2008年から。だから実際に大阪の商業の数字がわからない部分があるんです。今いわゆる小売店舗の数は、2007年はたしか31,300店でしたけれども、今現在何店か、去年で結構でございますので教えていただきたい。それから去年で結構ですから小売商業全体の総販売額を教えていただきたい。たしか2007年は4兆4,779億円だったと思います。どう変わっているのか。これ例えばセンサスで見ますと、非常に大まかで年間の売上が3,500万円以下の店は約48%。そんな大まかじゃなくて、商業統計調査で出てきます数字というのは、もっともっと細かいですね。もちろん卸、小売、業種別色々なものが出てまいります。そういう調査をしていただいたときに自分たちが立っている位置というのは見えてくるわけですね。ちょっと言わせていただいて申しわけないんですが、例えば2007年ですと4兆4,779億円売った場合に世の中の2：8の法則に照らし合わせますと、2割の店が8割売って、8割の店が2割売ってると。そうしますと8割の店の平均の年商は3,570万円になるんです。ところが大阪市の場合、1%の店が大体全体の43から44%売ってる。ということは1：9の法則ではないか。先ほど高橋委員から話がありましたように、格差が随分広がっていると。それぐらいの格差が出てるんじゃないかと。1：9の法則に当てはめますと、1割の店が9割売って、9割の店が1割売ってるのであれば、これまさに平均年商というのは1,500万円ちょっとなんです。これは平均ですから、ということは実際の小売店の売り上げというのはまことに1,000万以内の店がいかに多いかということです。これぐらい疲弊しているんです。だから肌で感じるのと、数字で見るとは全然違う。実は急な話で金曜日に商業者の会合がありました。3時からありました。「うち朝からレジまだゼロやねん。」これ実際の話です。今言う数字で年商ですから、売り上げですから、売り上げ1,000万円ということは半分もうけても500万円です。3割だったら300万円です。そこに二人も三人も寄りながら商売して自分の給料なんか出ませんよ。小遣いなんですよ。これをどうするか。この格差の広がりというのは、例えば地域でいきますともっとひどい。いわゆる大阪の場合、御堂筋線で北区

と中央区で売り上げの約47%から48%売ってます。大方2区で半分売ってます。周りの環状線から外というのはもうむちゃくちゃ悪い。この格差というか、地域間格差みたいなものが何とかならんかと思いつつながら、いい知恵はないんです。だから泣いている、非常に疲弊しているのはいわゆる地域密着型のところなんです。この辺をいい施策で何とかする方法はないか。例えばベイエリアのことを考えていただくと、港区であるとか大正区とか、此花区などは、海遊館があり、またユニバーサルスタジオがありますが、お客さんは来て帰るだけです。地元には何にもないんです。それは我々の努力が足らんですけれども、何かいい施策はないかなと思ってます。だから総務省でやらなくたって、例えば大阪市の経済局で予算がどれぐらいかかるかわかりませんが、商業統計調査みたいなものをピシッとやっていただければ、もっと数字にあらわれた今の自分たちの立つ位置が見えてくるのではないかなと思ってます。

それからもう1点は先ほど来、ずっとと言われておりますように、いわゆる区役所との連携の話なんですけれども、ぜひ経済局さんも大いに関わってほしい。はっきり申し上げまして、現実に商売の相談とか商業の相談のある方来てくださいという案内が来てます。誰も行ってません、全く行ってない。というのは区民は信用してないです。行ったってどうにもならんと、誰が話してくれるねんというのは、全然あてにしてないんです。それが非常に問題でして、行って成果があったなというぐらいの、そういう相談窓口をつくってほしいなと思ってます。

○林会長 ありがとうございます。施策の前に十分なる実態調査がないと空振りに終わるとするのはまことにそのとおりでと思うんです。これもさまざまな財政上の理由とかあろうかと思いますが、特に中小企業対策とか中小企業振興ということになりますと、商業、流通業もそうですし、ものづくりのほうもそうですし、それからサービス産業もそうですし、おそらく商工会議所さんの会員にもなれないような零細な企業もいらっしやって、そういうところは実態すらなかなか把握できないという問題があるのかなというふうに思います。

何かこれに対してご意見等ございますか。

○魚井局長 前段の西村委員からご指摘のございました区シティ・マネージャーにどんどん仕事がおいていってらる中で、どれだけ進んでいるかといったことですが、特に商業とかものづくり企業とかそういったところにつきましては、24年度は経済局のもとでやっていたんです。25年度から区シティ・マネージャーの仕事といったことで、これ経済行政だけじゃなくてほかのあらゆる市民生活にかかわるような施策も区長の決定ということでおろされておるんですけれども、特に商業とかものづくりという部分は、区にノウハウがございません。もともと今の24区はあくまで行政区でございまして、東京の特別区とはまた全然権限も違いますので、そのあ

たり区長の決定と言いながらも、今までノウハウを持っておりますのは局のほうです。調査の方もまた後ほど申し上げますけれども、局は実態調査やニーズ把握も行いながらやってきておりますので、今はちょうど過渡期になろうかと思うんですけれども、その過渡期が事業者にとってサービス低下につながるようなことに絶対にならないようにそこは留意してやっていかなあかんと思ってます。もちろん局の仕事の中でも、今まで商工担当の、例えば商業の担当とか工業の担当とか分かれていたんですけれども、それを地域の区担当と局の支援体制も変えていきながら、区にノウハウがない部分を我々がきっちり支援をしていくというようなことがますます必要になってくると思いますので、どれだけ進んでいるかということ聞かれると今のところは全然進んでないと言えらると思います。それぞれの区役所がどれだけ実情を把握しているか、ただ今進行形の状況だと思いますし、特に市長が今、ご承知のように教育とか子育てとか、本当にそういう基礎自治の一番安全・安心に関わるようなところを区長に求めていますので、その辺とあわせて、商業とか工業とか、きめ細かにトータルにこれからやっていかなあかんわけですけれども、まさにこれからだなど、実際これから進めていかなあかんというような状況でございます。

調査ですけれども、2007年に小売商業の実態調査を行ってるんです。また平成22年には商店街でのニーズ調査も行っておるところなんですけれども、小売商業実態調査というのはどんなサイクルで行われているんですか。

○丸尾課長 以前は定期的にはではないんですけれども、適宜やっていたということです。調査のことで補足説明申し上げますと、先ほどおっしゃった経済センサスというのは国の調査でして、2009年に小売りは31,450店ということで店舗数は調査されたと。もうちょっと実態を把握するという調査を、昨年であったと思うんですけれどもされまして、今集計中ということでございます。

それに加えまして市のほうの独自調査で小売に絞ったわけではないんですけれども、昨年度秋に8,000社無作為抽出しまして、おっしゃってた25%から回答を得ているという状況でございます。分野ごとの調査である、ものづくり企業とか商業の調査とかも以前はしてたんですけれども、それも含めまして全体像が経済局としては見えてないと、特にリーマンショック後見えてないということがありましたので、全体調査をさせていただきました。

回答をいただきました2,000社は小規模事業者の方が大半でございまして、業績につきましては3年前の金融危機前と比べて、回復していない。特に売上高とか従業員数の減少が非常に大きかったのが小売業と飲食・宿泊サービス業でしたので、こちらにつきましては非常に状況

がしんどいことになっているなという認識をさせていただいたところでございます。ただ、クロス集計等まだそこまでは追いついておりませんで、それを見ながら必要であればもうちょっと細かい調査もかけていかないとあかんのかなと思っているところです。ただ、申し上げましたとおり、区長が自分の区の中でのものづくり企業の実態調査をやりたいわ、とおっしゃる区長もおられたりしますので、そのところは区と足並みを揃えながら方向を考えさせていただかないとあかんかなと思っているところで、おっしゃるとおり、実態把握というのは非常に重要なものと認識しております。

○林会長 ありがとうございます。まだご発言いただいてない方もいらっしゃいますので、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○吉住委員 今おっしゃっていただいた区長のこれからの動きなんですけれども、私も大変興味を持っております。ただ私が中小企業診断士としてご支援する先は、その地域に密着されているところもあるんですけれども、そうじゃなくて事業所サービスとか零細企業の方々というのは、あんまり場所にこだわらずにお仕事があるところにどんどん動いてそっちを取っていく、そういう動きをされている方も情報インフラが発達した分増えてきておりますので、その方々からすると区長がシティ・マネージャーとして区ごとの特徴を持った施策を決められて、色々されるというのももちろんいいんですけれども、あんまり実は関係ないというか。その方々が使える施策というのは区の中での単位で考えると、区単位で事業を行うとは限らないので、そこは結びつきにくいなど。そうじゃない何か別の施策を使うしかないのかな、それはあまり充実していないのでは、というのが思うことです。

もう一つ。経済支援にかけられる割合が本当に小さいと以前から考えておまして、本当にこんなに一割も満たないお金の中でこんなに施策を色々考えるのも大変だなと。実質的に使えるのが本当に数十億円ですか、50億円ぐらいの、事業費ということをお願いしたのでわかったんですけれども、それから考えますと内需の発生を後押ししていくにあたっての施策が見えにくくなっているのかなという感じがしています。またあまりにも、例えば産創館なら産創館でとか、行政機関側が抱え過ぎているんじゃないかなと。民間自身も実はすき間産業で色々なサービスをやろうと皆してまして、例で言うと今まで公的なところしか事業的に展開できなかったインキュベーション施設、これがインキュベーションマネージャーとかを雇わないといけなく、それから施設も要りますので、ある程度の事業費が要ったのですけれども、最近巷で民間がやり出しているのは空きビルを利用してコワーキングスペース、ノマドワーキングというのを支援するものです。これは全然行政は関係しないんですね。民間人が使うのに一番

いい形態で、言わば自由な発想でそういう動きが広がり出してまして、2年前はコワーキングと呼ばれるスペースはゼロだと言われていたんですけども、東京を中心に今はもう全国で200店というのか、200案件以上広がってます。玉石混交なんですけれども。私の目から見ますと行政の支援ばかりではなくて、民間が民間を助ける事業も1つの事業の発想だと思います。事業起こしをあまり行政が手を入れ過ぎずに支援していただくような施策があっても良いのではと最近感じています。

すみません、よろしく申し上げます。

○林会長 ありがとうございます。あの、何て言うんでしょうか、タイムキーピングの願いを申し上げないといけないんですけども、この産創館の利用のルールがありまして、ここを12時きっかりにはクリアにしないとダメなんですけど、延長料金というのはないのかというのがあるんですけど、とりあえずそういうことなので、それで今日は終わりが11時45分という変な時間に区切られているというのをちらっと耳にしたんですけども、にもかかわらず私が遅参してまいりましてご迷惑をおかけしてまことに申しわけないんですが、ということであと5分、よろしゅうございますか。

じゃあ、あと5分ということで。

まだ、発言が残っている方で。どうぞ。

○吉木委員 先ほど商店街の角さんのおっしゃったことなんですけれども、私ども卸のほうも9割が従業員10人以下で、経済局さんのほうにもよく私どもは長年おつき合いさせていただいて、話したんですけども、中小企業、中小企業というよりも中企業は大体ほとんど自社、自分ところの一社完結でできるんだから小企業及び零細企業に対しての施策、また要望をもっとよく聞いてくれと。私ばかり文句言うてるようなのであれなんですけれども、角委員の発言を聞いて心強く思いました。

それと経済センサスですけども、実は金曜日に中小企業庁の相談役のほうに連絡をしたところ、今の大規模な総務省のやつが来年の1月に速報が出て、来年の7月にもう少し細かい速報が出るということなので、それを大阪市関連の本社や支店とか営業所のあるところをデータベースでいただいた上で経済局さんが加工されたら、もしそれがいただけるのであれば非常にありがたい話かなと思っております。

今日は以上です。

○林会長 ありがとうございます。それじゃあ、どうぞ。

○鈴木委員 ジェトロの鈴木と申します。先ほど高橋委員のほうからもご紹介いただきました

海外市場展開、輸出、海外市場の開拓という関係で大阪市さんとも一緒に仕事をさせていただいております。その1つの例のお話しになるんですけども、先週大阪商工会議所さんの会議室でアジアの7カ国の色々な国の工業団地の説明会を開催したところ、大阪が中心になると思いますが、200人の方にお集まりいただいたということで、海外への関心が引き続き非常に高いというのは実感として感じているところでございます。私どもの基本的な考え方としては、生産のベースを大阪市、あるいは地元に残しつつ海外のマーケットを開拓していただくということが一番根本になろうかなというふうに考えております。

それから単に製造業、ものづくりの世界だけではなくて、今、世の中ではサービス業、例えば美容室ですとかブライダル産業とかが中国を中心に色々海外に出られているんですが、こういった分野も日本国内に拠点を残して海外で新たにビジネスをしていただく機会があるかと思っておりますので、そちらのほうも今後大阪市さんと一緒にできればなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから質問に関連するかと思うんですが、先ほど来、府市統合のお話が出てきておるんですが、先ほどご紹介いただいた今年度のサポートメニューというのはまさに今現在の支援メニューということだと思っておりますが、いつかの段階で府市統合をして、例えば色々な機関が統合した段階でこのサポートメニューがこう変わるんだということを何らかの形で統合本部の議論の中で結構かと思うんですが、ぜひ先取りしてご紹介していただければなと感じております。

それからこの今日の場所の産創館と、近くの大阪産業振興機構さんですか、そちらとの統合のお話に関連するんですけども、ここのビルの下に大阪企業家ミュージアムがございまして、私のようによそから来た人間にとっては非常に大阪の産業や企業の明治時代以降の歴史がよくわかるということで利用させていただいているところなんです。ぜひ統合後もこういった企業家ミュージアムというのは、日本にもまれな博物館と言えるかと思っておりますので、ぜひ発展継承をしていただきたいなと思っております。

こういった企業家精神の高揚といいますか、幅広く世の中、特に小学生以上の学生の世代の皆様方に知っていただくということは、今後のものづくり、あるいは起業の精神の高揚という意味でも非常に重要な点かなと思っております。その関連で東大阪にありますハードロック工業さんが色々なボルトを作っているんですが、小学校の教科書にも最近出たということを知っておりますので、こういった観点からもぜひ中小企業さんの振興の1つの側面ということで行政のほうもぜひ応援していただければと思います。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。小倉委員、時間がほとんどなくなっちゃったんで、申しわけありませんがお願いいたします。

○小倉委員 恐れ入ります、行政書士の小倉でございます。私先ほど申し上げました条例についてだけ、一言要望といいますか施策の中で反映していただきたいことがございます。

条例中には市の役割、それから中小企業、大企業、それから市民の役割までは明文化されているんですけども、先ほどご発言されました中小企業診断士の吉住先生もここにいらっしゃいますけれども、我々専門家と言われるもののマンパワーが反映される場所がないのかなというふうに思いました。7条の中に中小企業に関する団体等とあるんですが、中小企業に関する団体等の中に我々士業者というのが含まれないんじゃないかなと思った次第です。中小企業の社長さんたちが一番身近なところで相談をされるのは、毎月来てくださる税理士さんであったりとか、それから我々許認可をしている行政書士や資格者だと思います。そういった形の民間の力というものを、私どもの組織や団体も大阪市の重要なインフラとして活用していただいて、中小企業の底上げ、また大阪経済の底上げに我々も貢献したいと考えておりますので、25年度にそういった施策をさらに推進していただきたいと要望したいと思っております。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。そろそろ会議を閉じないといけない時間になりました、会長職、不慣れもありまして時間の管理がなかなかうまくできませんでしたが、しかし私は今日はいい会議になったという気がいたします。せっかくの大阪ですから杓子定規な建前論はできるだけ排除して、本音で「ほんまのどこ何ぼやねん」という話をする審議会にしていきたいなという気がしております。

今日はそういう議論も少し出てきたと思っておりますし、市の側も「いや、ほんまはこうやねん」という話をいただければますます理解が深まっていくのかなという気がいたします。

ということで一応、今日の会議は私の責任はこれをもって閉じさせていただきたいと思っておりますので、あとは事務局のほうから少しご連絡等ございましたら、よろしくようお願いいたします。

○魚井局長 最後、色々いただきましたご意見・ご要望につきましては、真摯に受けとめまして私どもの施策にこれから反映すべく検討を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

それから、今日は非常に時間の制約のある中で皆様方も限られたご発言となったところですが、これからも、ぜひともそれぞれ専門的なところ、また現場実態を踏まえたところでご意見聞かせていただければと思っておりますので、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

○司会 本日はどうもありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

お忙しい中、ご審議賜りまして誠にありがとうございました。

この産業創造館は中小企業、ベンチャー企業の支援拠点となっておりまして、14階にインキュベーション施設「立志庵」を設けておりますほか、3、4階のイベントホールではマッチングイベントや商談会の開催、2階では企業経営課題の解決に向けた経営相談の実施など、各種の支援サービスを提供させていただいております。

本日はあいにくイベント等の開催がございませんので、恐縮ではございますがご紹介のみにとどめさせていただきたいと存じます。

本日は事務局が非常に不慣れなため、会議の進行等に失礼な点多々ありましたことを心よりおわび申し上げます。

本日はどうもまことにありがとうございました。

閉 会 午前11時55分